

<趣旨>

本学は、21世紀ビジョン「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」の下、学術研究の発展に取り組んでおり、「知の発信」を教育・研究とともに本学の最も重要な使命の一つに位置付けている。

しかし、いかなる優れた学術研究であっても、その方法に倫理的な問題が含まれていた場合、「知の発信」の価値を毀損するのみならず、大学や研究者に対する信頼を失墜させることになりかねない。学術研究は、社会からの信頼と負託の上に成り立っているものであり、研究倫理からの逸脱は、そのよって立つ基盤を根本から崩してしまいかねないことに、我々は自覚的でなければならない。

そこで、本学における学術研究に関わる全ての者が、公正で責任ある研究活動を行う上での具体的な指針として、専修大学学術研究倫理憲章に基づき、このガイドラインを定める。

<定義>

このガイドラインの対象とする「研究者」とは、本学に所属する教員、研究員の他、本学の研究活動に関わる全ての者をいう。

なお、「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価にいたる全ての過程における行為、決定及びそれに付随する全ての事項を含むものとする。また、「発表」とは、自己の研究に係る新たな研究成果又は専門的知見を公表する全ての過程を含むものとする。

I 研究者の責務及び行動規範

研究者は、本学の学術研究倫理憲章に掲げる学術研究の目的を念頭に置き、ここに示す基本的事項等の具体的な指針を遵守し、研究者としての責務を果たすことにより、学術研究倫理憲章の実現に向けて努力しなければならない。

1 基本的事項

- (1) 研究者は、学術研究の自由と自主性が、社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、個人の尊厳を最大限に重視し、他の国、地域等の文化、慣習、規律の理解に努め、地球環境の保全等に十分配慮して誠実に行動しなければならない。
- (2) 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重し、相互に理解することに努めなければならない。
- (3) 研究者は、関係する国際規範、法令及び本学の諸規程等(以下「ルール等」という。)を遵守し、データの捏造 (Fabrication)、改ざん (Falsification)、盗用 (Plagiarism) の特定不正行為 (FFP) のほか、いかなる不正行為を行わないことはもとより、不正行為の発生を未然に防止しなければならない。
- (4) 研究者は、ルール等を遵守し、適切な方法により発表を行わなければならない。
- (5) 研究者は、利益相反に十分注意を払い、公共性に配慮しなければならない。

- (6) 研究者は、研究活動及び他者の業績評価等の過程において知り得た情報に関する守秘義務を厳守しなければならない。
- (7) 研究者は、普遍的人権を尊重し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努め及び一切のハラスメント行為や差別を行ってはならない。

2 研究課題及び研究計画の立案、実施

- (1) 研究者は、科学的合理性及び倫理的妥当性が認められない研究を実施してはならず、研究の実施に当たっては、この点を踏まえた明確かつ具体的な研究計画を立案しなければならない。
- (2) 研究者は、ルール等及び研究計画に従って適切に研究を実施し、その信頼性を確保しなければならない。
- (3) 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- (4) 研究者は、研究の遂行中において、その進捗状況について自己点検を行い、適切な経過報告ができるように努めなければならない。
- (5) 研究者は、研究対象者を適切な方法で選ばなければならない。
- (6) 研究者は、研究の遂行中であっても、当該研究が人間、社会及び環境に好ましくない影響を及ぼす可能性が生じた場合は、これを継続するか否かを慎重に検討しなければならない。
- (7) 研究者は、研究活動に加わる学生・大学院生及び関係者が不利益を被らないように配慮しなければならない。
- (8) 研究を指導する立場にある者は、研究計画に従って研究が適切に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該研究の実施に関わる者を適切に指導・管理しなければならない。

3 インフォームド・コンセント

研究者は、インフォームド・コンセントを行うに当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 研究者は、インフォームド・コンセントのルール等を遵守し、研究対象者の権利を保護しなければならない。
- (2) 研究者が、人の行動、思想信条、財産状況、環境、心身等に関する個人の情報又はデータ及びヒト由来の試料（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等をいう。）の提供を受けて研究を行う場合は、当該情報、データ等の提供を行う研究対象者に対して、当該研究の目的及び意義、情報、データ等の収集方法、研究成果の公表方法等について丁寧に説明を行い、同意を得ること。組織、団体等から情報、データ等の提供を受ける場合についても、同様とすること。
- (3) 研究者は、研究対象者に同意する能力がないと判断される場合は、保護者又は家族等の代諾者から同意を得ること。
- (4) 研究対象者からの同意は、原則として文書をもって行い、研究者は、その記録を作成した日から起算して最低5年間保管すること。研究対象者が同意を撤回した場合

- は、ただちにその情報、データ等を廃棄すること。
- (5) 研究者は、研究対象者から当該情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示すること。
 - (6) 研究者は、予見し得る研究対象者への危険性を可能な限り排除するよう努めること。

4 資料、データ等の収集及び管理

研究者は、研究活動の正当性を証明することができる手段を確保するとともに、第三者による検証を可能とするため、研究成果の科学的根拠となる実験・観察記録ノート、実験データ、調査資料その他の研究資料を適切な方法で管理し、開示請求等により必要と認められる場合は、これを開示しなければならない。

5 個人情報の保護

研究者は、研究の実施及び研究成果の公表に当たり、個人情報（当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により、特定の個人を識別することができるものをいう。）の保護に必要な体制を整備しなければならない。

6 機器、薬品、試料等の安全管理

- (1) 研究者は、研究実験において科学実験機器、薬品、試料等を用いるときは、ルール等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。
- (2) 研究者は、研究の過程で生じた残留物、使用済みの薬品、試料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

7 環境・安全への配慮、実験動物に対する生命の尊重

- (1) 研究者は、地球環境の保全に努め、研究遂行上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（遺伝子組換え生物等、核燃料物質等をいう。）を取り扱う場合は、ルール等を遵守し、環境・安全への十分な配慮に努めなければならない。
- (2) 研究者は、動物実験を伴う研究を遂行する際は、ルール等を遵守し、その実験が科学的合理性及び動物の愛護に配慮した3R（Replacement、Reduction、Refinement）の原則を尊重しつつ、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験を行わなければならない。

8 研究成果の公表

- (1) 研究者は、学術研究によって得た「知の発信」を、社会に対して積極的に行い、その社会的使命に応えるものとする。
- (2) 研究者は、研究についての十分かつ公平な記述、結果についての正確な報告、知見についての誠実かつ公平な評価等により、適切に研究成果を公表しなければならない。
- (3) 研究者は、先行研究を精査し尊重するとともに、オーサーシップや既に公表されている関連データの利用や著作権等について、他者の知的財産権を侵害してはならず、

研究分野、学術誌等の固有の慣例やルールに則って細心の注意を払い、著者全員の了解のもとに研究成果の公表を行うものとする。

9 オーサーシップ

研究者は、研究活動に実質的に関与し、研究内容に責任を有し、研究において十分な貢献を果たしたと認められる場合に、適切なオーサーシップが認められる。

10 他者の業績等評価

- (1) 研究者が、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績等の評価に関わるときは、評価に恣意的な観点を混入することなく、評価基準、審査要領等に従って適切な評価を行うものとする。
- (2) 研究者は、他者の業績等の評価で知り得た内容の漏洩及び不正使用をしてはならない。

11 研究費の適正な執行

- (1) 研究者は、研究費の源泉が、学生生徒等納付金、国・地方公共団体等から交付される補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを念頭に置き、研究費を適正に執行し、その説明責任を負わなければならない。
- (2) 研究者は、研究費の管理をルール等に準拠して適切に行い、その透明性を確保しなければならない。

II 本学の責務

- (1) 本学は、不正行為の発生を未然に防ぐよう、研究者の研究倫理に対する意識を高揚し、必要な啓発・倫理教育等を実施し、何人も、不正行為に加担できないようにしなければならない。また、何人も、不正行為を察知した場合には、これを放置してはならない。
- (2) 本学は、研究費の管理をルール等に準拠して適切に行い、その透明性を確保するとともに、研究費の不正使用が起こらない環境づくりに努めなければならない。
- (3) 本学は、研究者にこのガイドラインに反する行為や不正行為等の疑いを確認した場合には、直ちにこれに対処して、適正な対応をとらなければならない。

III 本学で実施しない研究

本学は、軍事への寄与を目的とした研究については、これを実施しない。

IV ガイドラインの改廃

このガイドラインの改廃は、専修大学研究倫理委員会の議を経て学長が行う。

以上